

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079 共闘「さむらい」のついでに

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

社公民路線の清算が党勢拡大の基本……………2

ニユースタイルの天皇制復活の地ならし……………3

——天皇死去報道マスコミの地ならし——……………6

「裕仁の死」と平和憲法の原点……………8

エンペラー イズ デッド……………9

資料 政府が憲法違反の代替わり儀式を計画……………10

地労委勝利命令とこれからのたたかい……………15

北海道地労委が国労完全勝利の救済命令……………16

全国の自治労の仲間へ！……………19

——自治労運動の現状を考える——……………20

国労に連帯し、五万人カンパをよびかけ……………20

——兵庫の仲間のとりにくみから——……………20

読者からのおたより……………20

編集部だより……………20

旬刊 社会通信

NO. 393

一九八九年二月一日

一九八九年二月一日発行

(毎月一日・二日・三日発行)

■巻頭言■

社公民路線の清算が党勢拡大の基本

社会党の「停滞からの脱出」や「党勢拡大」は、路線を右よりにしたり、政策を自民党や公・民社にスリ寄ることではできず、あくまでも労働運動をはじめとする大衆運動の活発化と勤労国民の生活要求にもとづく政治的大衆運動の組織的ななかでしか前進しないことを、われわれは主張し実践してきたが、その正しさを昨年末の消費税反対闘争は証明した。

一貫した「消費税」反対運動によって社会党の支持率は上昇し、勤労国民の信頼をかなり回復させることができた。しかしこれからの課題は、この信頼と支持を定着させ、来るべき政治決戦に現実化させなければならない。そのためには、消費税反対闘争の正しい総括が必要である。国会闘争はもちろん、地域の運動など全般的な成果と欠陥を明らかにし、たたかひの継続を實行することである。

総括のなかで特に重要なことは、なんといっても永年にわたって社会党の「ガン」となっている「社公民路線」を清算することである。今の公明と民社の両党は、消費税反対運動への裏切り、リクルート疑惑などへの各党首のかかわりなどによって、それぞれ党内外から批難が集中している。やがて両党共に党首を引責辞任をせざるをえないのに、党首の座に恋恋としている実態は「醜態」としかいいようがない。党首の政治犯罪にケジメをつけられない公明と民社の両党には明日の展望はない。

公明党は、もともと資本主義社会の腐敗と矛盾のはざまに咲いた宗教政党であり、階級的政治闘争の視点からみれば「アゲ花」に過ぎない。宗教を利用して政治的野望（国家の宗教化）を果たさんとするはまさに邪道である。われわれの反省もなければならぬ。それは低所得者層の要求を組織化できなかった社会党の弱さについてである。

公明党の現実、中央幹部のダラクだけでなく、都道府県、市町村議員の地方幹部の大部分が、自民党地方権力の与党化して革新性を失っている。そこに、今度の消費税問題で自民党にまるめられる基礎があり、腐敗汚染も進んでいるといえる。

一方民社党は、いうまでもなく死の商人といわれる軍事産業の大労組の党であって、最初から独占企業、いわゆる財界の支配下におかれている。したがって独占的大企業が高度成長をとげるなかで、大労組を通じて一定の議席と影響力を拡大してきた。しかし、地方議会の議員の数は極めて少ないが、現存議員の大部分が大企業の手足になって動いている。安保・自衛隊や消費税を財界が支持しているなかで、その代弁政党で自民党と同じく財界の支配下にある大労組と民社党が自民党と本気で対決できるはずがない。国鉄の分割民営化のために国鉄労組に国会ではげしく攻撃を最初にかけたのは塚本書記長（当時）であったことを想起すれば、民社党の本質がわかるうというものだ。

この民社党は、今度の反消費税のたたかひのなかで、全国民の前（テレビで）に民社党の自民党化の本質をさらけ出した。このある意味では自民党よりも悪質な民社党と一緒にあって新党をつくろうと考えている田辺誠前書記長や社会党政権構想研究会という派閥に属する国会議員の方々は党と国民にどう説明するのであろうか。

社会党は主体性をもって、民社と公明の両党に対処しなければ、社会党の護憲、非武装中立の路線を捨てることになる。革新の党である社会党の他党との関係は「全野党共闘」である。当面する課題・政策をもとに共産党をも含めた共闘にしなければならない。当面する課題・政策をもとに全野党共闘は野党全体がまとまらなければ共闘しないというのではないことはいまでもない。消費税の廃止、リクルート疑惑の追及、軍備の縮小、国民生活を守り発展させる諸運動を一層取り組むなかで、「社公民路線」を清算して、「全野党共闘」の再構築をはかるうではないか。

(動)

ニユーススタイル 天皇制復活の地ならし

天皇死去報道 マスコミの役割

再び「天皇制」を利用して国民統合を目論む

嵐のような、天皇報道第一弾が終わった。

第一弾というのは、一月七日にお始まった天皇死去報道はほんの序の口で、これから二年間新天皇の即位式まで、六一同も云われる諸儀式の報道が、これでもかこれでもかとはかり、テレビ、新聞などのマスメディアを通じて、国民におしつけられるからである。

今の憲法では、天皇は「象徴」となっている。天皇制は本来、我国の政治、経済、国民生活には何ら関係がないはずである。それなのに、これほど執拗に「天皇」が国民におしつけられるのは、なぜなのだろうか。

今日までの支配者は、いつも「天皇」を国民支配の手段として用いて来た。

明治の藩閥政治しかり、大正期の財閥、日本独占資本をバックとするブルジョワ政党内閣しかり、昭和期の統帥権を逆手にとって、自らの野望をゴリ押しに達成しようとした軍閥、ファシスト集団しかり、戦後のマッカーサー占領軍しかりである。

今また、復活した日本帝国主義は、国内の階級矛盾を緩和するため「天皇制」を人民の頭の上に持ち出そうとしている。

はからずも、新元号「平成」が彼らの願望を表している。「平成」の典拠の一つは、史記の「内平かに外成る」なのだそうである。しかし、新たに天皇を利用しようとしても、天皇制には拭っても拭い切れない暗い過去がつきまとっている。

天皇の名によって遂行された一五年戦争、中国などアジア地域の多くの人達が「日本軍」の手によって虐殺された。そればかりではない、米、英など交戦国の青年も数多く太平洋の藻屑となった。我国でも、非戦闘をも含め、二百万の人命が失われた。

まさに、血にまみれた「天皇制」なのである。天皇が病に倒れて以来、天皇の戦争責任論が浮上して来たのはけだし当然である。

天皇制をまたぞろ利用しようとしている支配階級にとっては、どうしてもこの天皇制の血にまみれた部分を拭っておかなければならない。

そして、クリーンな印象となった天皇制を明仁天皇に引き継いだ形とし、そのことを国民にキャンペーンしなければならぬ。

その役割を担ったのが、一月七日、八日の我国のマスコミの天皇報道であったのではないか。

一月七日、午前六時三十三分、天皇裕仁は死亡した。午前七時五十五分藤森宮内庁長官の発表。その後のマスコミの報道は、長年準備して来ただけあって、実に手際よく進められた。

午前八時十五分からの臨時閣議。ひきつづいて首相護話の報道とあたかもリハーサルでもしてあったかのようなようだ。

その蔭には、過去三カ月以上もわたって、宮内庁や二重橋前、皇居各門、首相官邸に配置され、三交替勤務につかせられていたマスコミ労働者の労働があったわけだが、ここまですべて準備をすすめさせた支配階級側のなみなみならぬ、危機管理に対する意気込みをみなければならぬ。

天皇制クリーン作戦

天皇制にまつわりつく戦争の陰をとり除く目論見は、首相謹話の中にも盛り込まれた。竹下、「この間、大行天皇には、世界の平和と国民の幸福とをひたすら御祈念され、日々実践躬行してこられました。お心ならずも勃発した先の大戦において、戦禍に苦しむ国民の姿を見るに忍びずとの御決意から、御一身を顧みることなく戦争締結の御英断を下されたのでありますが……」

テレビでは、再三に亘ってこの首相謹話の録画が流された。

民間でも受けて立つ。テレビのインタビュに答える経団連会長斉藤英四郎「陛下は国民を愛し、世界平和のためにずっと一身をもつて実行してこられた結果が戦後における日本の平和憲法に結びつき日本のその後の大きな躍進につながってまいりました。」

外国の声も呼応する。「何よりも国民の幸福を願ひ献身的に国務に当ってこられました。(中略)その生涯を通じて争いを好まず相互理解を願われた方だと思えます。」(マンフィールド前駐日大使)

夜八時、NHK「回想・天皇陛下」は冒頭、生存中の公式記者会見のやりとりで始まる。記者「ご在位中最もつらく悲しい思い出ということはどういうことでございましょうか」

天皇「それは、いうまでもなく第二次世界大戦であると思えます。私はこういう悲しむべきことが今後も起こらないことを祈っております。」

天皇の戦争責任論が高まる中で、天皇は専制君主ではなく立憲君主の立場を堅持して「君臨すれども統治せず」の姿勢を貫いたとして、天皇の戦争責任を免罪する論調があった。仮に報道されている天皇の発言についての個々の記録に事実であるものがあつたとしても、「天皇制」そのものが、そのときの為政者に利用される危険性をもった装置である以上、「天皇制」、及びその中の天皇がそれを最大限に駆使して来た集団同様にその戦争責任を免れるものではない。

このドキュメンタリーフィルムは、かなり前に予め周到に制作されていたものであつたが、今また、独占に「象徴天皇」が利用されようとしているとき、我々にとってあらためて「天皇制」の存在の危険性を、「回想・天皇陛下」ははからずも知らせることとなった。また天皇は、思いやりが深く、かつ、勇気ある責任感の強い人間像として描かれた。

昭和二年二月七日、天皇は広島を訪問した。ニュースフィルムの中に、歓迎にわきかえる市民が天皇の車に殺到する。

コメント「市役所の屋上から、爆心地を展望された天皇は感慨ひとしおの面持でした。」パワーズ大佐(マ元帥の通訳官)へのインタビュ「元帥は、陛下が命ごいに来た」とも思っていました。しかし陛下のお申出は「身代り」になりたいというものでした。

『私はどうなってもいいが天皇の名のもとに闘った人々を救ってほしい』元帥は非常に驚き、日本の将来に陛下は欠かせないと確信しました。」

このようにして国民に昭和天皇を偉大な天皇として印象づけ、天皇制に対する国民の無理解、しこり、とまどいをとり除く作業がマスコミにより行われたのである。

新天皇を国民の結集軸に

昭和天皇を偉大でかつ国民に親しみやすい人格の持ち主として賛美したあとは、支配階級としてはこれが新天皇に引継がれていることをプロパガンダしなければならぬ。

七日に行われた剣璽継承の儀は、くり返しくり返し、その映像が放送された。

八日になると、新天皇が、特集番組で紹介される。NHK夜十時特集「新天皇・新時代」は、明仁天皇一家の日常を紹介した。

九日の「即位後朝見の儀」では、新天皇の「ここに、皇位を継承するに当たり、大行天皇の御道徳に深く思いをいたし、いかなるときも国民とともにあることを念願された御心を心としつつ、皆さんとともに日本国憲法を守り、これに従って責務を果たすことを誓い」という言葉が全国に中継報道された。

このように支配階級の側は、天皇死去にあたって、血とはこりにまみれた天皇制をクリーニングして復活することに狂奔し、新憲法下での新しいスタイルの明仁天皇を登場させて、これからの危機管理にまたぞろ利用しようとしているのである。

又、留意しなければならないのは、この過程でも憲法の空洞化がすすめられた。

政府は、七日の閣議で、「剣璽継承の儀」「即位後朝見の儀」を国事行為と決定し強行した。憲法を大きくはみ出す解釈を、閣議で行うという前例を拓いた。

今年、自民党の右翼議員、元総務庁長官、玉置和郎は、当時の中曽根首相に「皇位継承をめぐる一連の儀式を通じて、皇太子殿下を偉大なる天皇ならしめるであろう」と提言したといわれるが、それが実践された。

政府の動きは、彼らのあせりの表現でもあるのだ。

白けていた国民、健全さを証明

国民は、これらの天皇報道をどう受けとめたであろうか。七日から九日にかけては、レンタルビデオ屋がしめし合わせたように全国的に繁盛した。日常の三倍から四倍の実績だという。お目当てのビデオは殆ど貸出中となった。

面白いことに、「ラスト・エンペラー」が飛ぶように貸出されていた。

テレビ局へも抗議の電話が殺到した。NHKだけでも、全国で、一万五千通以上の抗議電話があったという。

たまりかねたNHKは、かねて、三日間のXデー特集番組編成を予定していたところであつたが、急転二日目の夜十二時すぎた特番を終らせた。

我々は、どんなに情勢が悪く、敵の攻撃が巧妙に、鋭くかけられているときでも、勤労大衆は、法則性通りの対応することをこの中から読みとることができるのである。(H)

「裕仁の死」と平和憲法の原点

戦争責任はどこへ

昨年九月以来、日本列島を襲っている天皇フィーバーは、裕仁の死亡（七日）でピークに達した。マスコミは堰を切ったように天皇報道をタレ流し、紅燈の巷すらネオンを消し、息を潜めたという。

三百万人の国民を死に到らしめ、聖戦の名のもとに二千万人のアジア太平洋地域の民衆を殺戮した戦争の張本人が、一言の詫びを言うことなく逝ってしまった。

帝国主義戦争とはいえ、遅れて出発した日本資本主義の富国強兵、アジア侵略のイデオロギー的支柱が天皇制にあったことは、誰も否定することはできない。

むしろ、「統帥権を持った立権君主」という天皇制の矛盾した存在が、社会を歪（いびつ）にし、しばしば政局を混乱させ、軍部の専横に道を開いたことも事実。血に飢えた狼の如く、植民地を求めてアジアの国々を荒し回った財閥という名の狂暴な独占金融資本（ファシズム）にとつて、天皇は実に使い出のある存在だった。

天皇自身、自らの存在の矛盾を実に上手に使い、ヒトラー、ムッソリーニと同等の戦争犯罪人でありながら、日本資本主義の存続を狙うマッカーサーに取り入って国体を護持（天皇制維持）し、自らの助命に成功したのである。昭和天皇は誠に「英明」であったと言わねばなるまい。

憲法違反の儀式

天皇報道の大洪水を観察すると、もう一つ重要なことが発見できる。それは日本国憲法が制度として規定する象徴としての天皇制とプライベートな存在としての天皇家の関係である。それは天皇死去と新天皇即位に関わる二年間に渡る儀式をいかに行うかという問題となつて表れている。

言うまでもなく、天皇家の儀式は神統に則って行われる。従つてそれを国の行事として行うことは、国の宗教活動を禁止した憲法二〇条三項に違反する。しかし、自民党・竹下内閣は新天皇の即位式である「剣璽等承継」と「即位後朝見」の二つは国の儀式として行った。

二つの儀式について、政府は「宗教色がなく、憲法に反しない」「皇室典範に定められた即位の礼の一環であり、宗教的儀式には当たらない」（小渕官房長官）と正当化。また、二月二十四日に行われる葬式を国の行事として行うことも政府は決めている。その際、鳥居を立て祭官が参加する「葬場殿の儀」と、国の儀式としての「大喪の礼」を幕で仕切つて区別するのだという。

そのような子供だましで、憲法違反のそしりを逃れられるというのだろうか。ただ言えることは、来年十一月二十三日に行われる新天皇の大嘗祭まで延々と続く儀式が、天皇・皇室報道の洪水となって茶の間を席卷し、学校や官公庁、会社、地域で有形無形の強制がおこなわれるということである。そして、そのことを通じて、国民意識の中に天皇制と現

体制が「抗えないもの」として定着することを、政府・自民党・独占資本は狙っているのである。

問われる社会党の態度

各党の態度は基本的立場の違いを明確にしており、興味深い。とりわけ戦前の大政翼賛会から労農派までの幅広い潮流を持つ社会党は、他の事はともかく、こと天皇制について深刻な党内論争を経験していない。天皇の理論的位置付と明確な方針がないため、執行部は「象徴天皇制を含む憲法擁護」の一点で、天皇の死に弔意を表し、諸儀式への国会議員の出席は「個人の見解」に任せた。

このため、「弔詞奉呈の本会議」を欠席する人から「殯宮祇候（ひんきゅうしこう）」に出席する人まで、見事にバラバラの対応となった。国会議員の間から「個人任せではみっともない」という声が上がるのも当然だ。

土井委員長の「お悼みのことば」も、「昭和の時代」について、「誤りの歴史は内外に大きな犠牲をしいて……」と戦前には軽くふれ、「再生の道を国民統合の象徴として、国民とともに歩まれた天皇陛下のありし日をしのび……」と象徴天皇を賛美するかのような内容になっている。

軍国主義から平和国家へ、一九四五年八月十五日を境に体制・制度は百八十度の転換をとげた。その際、軍国主義者から平和主義者へ一夜にして変身をとげた人は多い。しかし、非武装中立・基本的人権・主権在民の尊重を柱とする憲法擁護を説く者にとって、八月十五日を境とする歴史の前と後は、決して不連続面としてあるのではない。

日本国民として「侵略の歴史を繰り返すな！」と叫ぶ時、それは総ての戦争犯罪の反省の上に立たねばならず、平和憲法を守る立場の者が、没歴史であってはならない。平和憲法の原点が、天皇の名による侵略と殺戮、そしてヒロシマ・ナガサキにあることを決して忘れてはならないのである。

そうした意味において、土井委員長の「ことば」に代表される社会党の態度が、平和の党ゆえに支持する広範な勤労国民の気持ちにそうものであったかどうか、歴史の批判に耐えるものであろうか、残念ながら極めて疑わしいと言わざるをえない。

(注)土井社会党委員長は一八日、日本記者クラブでの講演で、次のように故天皇の戦争責任に言及した。

「戦争責任はあると思う。軍部、政府の独走があつたにしろ、天皇の名において開戦され、戦争への国民の動員、人権の抑圧、アジア諸国への侵略が行われた。大日本帝国憲法では天皇は統治権を総攬（そうらん）し、軍の統帥権の最高責任者であつたという意味から、戦争責任は否定できないと思う。（朝日、一月一九日付朝刊）。

これにたいし、官房長官は「亡くなられたこの時期に、公にあげつらうのはいかがか。国民の判断にゆだねられるところだが、私どもにはそのような考えは存しない」と土井委員長を批判したという（朝日、一月二〇日付朝刊）。

官房長官はここで「私どもにはそのような（戦争責任を問う）考えはない」と述べている。これは竹下謹話に「天皇の戦争責任を否定するもの」と反発を強めているアジア各国民にさらに油を注ぐものであろう。

（編集部）

エンペラー イズ デッド

商売がら全紙を買った。どの紙も歴代の「天皇賛美」の大合唱だ。ヒロヒトについてふれている資料は「西園寺公と政局」(原田熊男・西園寺の政治秘書、「木戸幸一日記」(ヒロヒトの側近)が主なもの。西園寺も木戸も天皇制擁護に死力をつくした人物だ。彼らが書き残すものに天皇の正しい姿が出てくるわけではない。その他資料として利用されるものは元軍人の「本庄日記」「杉山メモ」「帝国陸軍の最後」(伊藤正徳)、「東久邇日記」、その他侍従長の回想等々といったもの。ごくごく限られている。第二次大戦後については、「木戸幸一日記」、「侍従長の回想」(藤田尚徳)、「マッカーサー回想録」、それに官内庁記者との会見くらいだ。

彼らの、天皇側近者の「天皇像」を押しつけられたのではたまらない。今の若者は「皇国史観」にかぶれたごくごく一部を除き、天皇のことなど考えたこともなかるう。かくいう私もその一人だ。

ジャパン・タイムズにも目を通した。見出しは横一文字で「エンペラー イズ デッド」。天皇とは英文で「エンペラー」としか表現しようがないことに、あらためて感じいった。これと同様、「象徴天皇」も英文では「ソブリン」、元首としかいいようがない。「エンペラー」で想起するのはローマの皇帝たち。ごく最近までエチオピア、イランがそうだった。皇室、国王が生きている国がイギリス、デンマーク、オランダ、ルクセンブルグ、ベルギー、モナコ、そしてアジアではタイくらいなものだ。だが、「エンペラー」を想起させる王はいない。

しかも、天皇ヒロヒトは歴史的にヒトラー、ムソリーニとともに世界でも最大の戦争犯罪人だ。この人物のために国をあげての葬儀がおこなわれようとしている。今でもナチスの戦争犯罪が追及されているヨーロッパ、その他欧米諸国にすれば、近代化された国ぶりと日本の精神構造のアンバランスに「クレージー」「ミステリアス ジャパン」と肩をすくめることは容易に想像できることだ。

◆ 編集部だより ◆

▽「社会労働評論」という雑誌がある。悪名高い全電通委員長がスポンサーの月刊誌だ。編集子も二、三年前までは見出しだけには目を通したものが、近頃ではそれも少なくなつた。この雑誌の新年号にナルホドノ、と思わせる「声」がのせられている。「無性に腹が立つ」と見出しのつけられた声はこういうものだ。

「 昨年のいまごろは希望があった。連合ができ労働戦線が統一すれば野党連合もできる。政権交代可能な政治勢力の結集ができると、みんなが希望をもっていた。それがどうですか、このザマは。連合は何をしているのですか。力がありません。野党は

ダメ。連合もダメ。無性に腹が立つ。」

▽鳴物入りで発足した連合も賞めるのは日経連、政府自民党ばかり。これでは、連合に期待した人びとも、腹が立つ、というものだ。連合のメッキがはげかかったその時だけに、自治労本部が活動家向けに発行する「自治労通信」(十一月十五日付)には驚かされた。豊かな闘争経験をもち、日本労働運動を全国で支えてきた自治労が自治労組織防衛・産別強化闘争委員会の署名で「日本共産党・統一労働組」による分裂を正当化する主張の誤り」と題する論文を発表。

▽その内容は「連合」は「反共、体制擁護」か、「連合」は「軍拡容認、行革断行」なのか、「連合」は「直間比率見直し、農産物自由化」なのか、と、連合路線を全面的に賛美するといった代物だ。連合支持者にも見放され初めた連合を今頃全面的に賛美する。時代錯誤もはなはだしいと笑ってすますわけにはいくまい。事態は深刻である。

資料 政府が憲法違反の天皇代替わり儀式を計画 「大喪諸儀概要」

日	時	儀式名		場所
		皇位の継承式	賢所のことこの儀	
当日から10日間 程度	10:00~16:00	御舟入り	皇居 東宮御所、常陸宮邸等	
		申意奉表	皇居 宮殿、北溜、西車寄、坂下門前	
2~3日目夕刻		欽植 <small>けんかん</small>	皇居 宮殿松の間	
		權殿紙儀 <small>けんけん</small>	皇居 宮殿松の間 (吹上御所)	
		即位後朝見の儀	皇居 宮殿松の間	
1月9日	夕刻	陵所地鎮祭の儀	多摩陵	
		權殿10日祭の儀	皇居 權殿 (吹上御所)	
1月17日	午前	權殿10日祭の儀	皇居 權殿 (吹上御所)	
		權殿紙儀 <small>けんけん</small>	皇居 權殿 (吹上御所)	
1月19日	夕刻 上記の後	權殿紙儀 <small>けんけん</small>	皇居 宮殿松の間	
		權殿紙儀 <small>けんけん</small>	皇居 宮殿松の間	
1月20日	午前	權殿紙儀 <small>けんけん</small>	皇居 宮殿松の間	
		權殿紙儀 <small>けんけん</small>	皇居 宮殿松の間	
1月21日		權殿紙儀 <small>けんけん</small>	皇居 宮殿松の間	
		權殿紙儀 <small>けんけん</small>	皇居 宮殿松の間	
1月22~24日	10:00~16:00	外交団權宮拜礼	皇居 宮殿松の間	
		權宮一般拜礼	皇居 宮殿東庭	
1月26日		權宮二十日祭の儀	皇居 宮殿松の間	
		追号奉告の儀	皇居 宮殿松の間	
1月31日		權宮三十日祭の儀	皇居 宮殿松の間	
		權宮四十日祭の儀	皇居 宮殿松の間	
2月5日		權宮三十日祭の儀	皇居 宮殿松の間	
		權宮四十日祭の儀	皇居 宮殿松の間	
2月15日		權宮三十日祭の儀	皇居 宮殿松の間	
		權宮四十日祭の儀	皇居 宮殿松の間	
2月23日	夕刻	陵所祓除の儀	多摩陵	
		靈代 <small>れいだい</small> 奉安の儀	皇居 宮殿	
2月24日	大喪儀当日	權皇当日 <small>けんわじつ</small> 奉安の儀	皇居 宮殿松の間	
		權皇当日 <small>けんわじつ</small> 奉安の儀	皇居 宮殿南車寄	
2月25日		大喪の禮	新宿御苑	
		大喪の禮	新宿御苑	
2月25日		欽葬後一日 <small>けんさいご</small> 權殿祭の儀	多摩陵	
		欽葬後一日 <small>けんさいご</small> 權殿祭の儀	皇居 權殿	
2月24日~1990年1月6日		欽葬後一日 <small>けんさいご</small> 權殿祭の儀	多摩陵	
		欽葬後一日 <small>けんさいご</small> 權殿祭の儀	皇居 權殿	
2月25日~90年1月6日		權殿日供の儀	皇居 權殿	
		權殿日供の儀	皇居 權殿	
3月2日		宿禰殿 <small>すくね</small> の儀	皇居 宮殿松の間	
		宿禰殿 <small>すくね</small> の儀	皇居 宮殿松の間	
2月25日		權殿五十日祭の儀	皇居 宮殿松の間	
		權殿五十日祭の儀	皇居 宮殿松の間	
2月27日から30日間		山陵一般拜礼	多摩陵	
		山陵一般拜礼	多摩陵	
4月16日		權殿百日祭の儀	皇居 權殿	
		權殿百日祭の儀	皇居 權殿	
山陵百日祭の後に 一周年祭の前までに		山陵起工奉告の儀	多摩陵	
		山陵起工奉告の儀	多摩陵	
90年1月7日		權殿一周年祭の儀	皇居 權殿	
		權殿一周年祭の儀	皇居 權殿	
一周年祭の翌日	午後	山陵一周年祭の儀	多摩陵	
		山陵一周年祭の儀	多摩陵	
一周年祭の翌日	午後	御喪 <small>おんさふ</small> の儀	皇居 御喪所	
		大喪 <small>おほはらひ</small> の儀	皇居 御喪所	

地労委勝利命令とこれからのたたかい

相次ぐ勝利命令

本年三月三日の新宿車掌区事件の東京都労委勝利命令を皮切りに、六月一三日の秋田保線区事件・秋田地労委命令（組合掲示板撤去）、七月二九日の千葉レールセンター事件・千葉地労委命令（出向差別）、一〇月二〇日の東神奈川電車区などの神奈川地労委命令（配属差別）、一月四日の川崎保線区事件などの神奈川地労委命令と、これまでに相次いでJR東日本関係で五つの救済命令が出された。

各地労委での審理および結審の状況からみてこれから来年三月頃までにさらに一〇数件の地労委命令が次々と出されるであろう。連続した五件の勝利命令からみて、各地労委での今後の命令も国労側勝利の救済命令となることは確実であろうと思われる。

現在国労は三八地労委において約一八〇件の救済申立事件をたたかっているが、その大半は遅くとも来年の前半に結審することになる。採用拒否事件にはじまった国労の地労委闘争はいま全国的に大きな山場を迎えようとしている。

配属差別事件・神奈川地労委命令の意義

国労申立の不当労働行為事件のなかでも全国的に闘われ、事件数（五五件）・関係地労委数（二一地労委）のもっとも多いのが配属差別事件であり、分割・民営にあたって設立委員の行った配属決定の不当労働行為性を争っている点で採用拒否事件とも密接に関係する性格をもっている。

神奈川地労委は配属差別事件について、前述の二つの命令を出したわけであるが、重要な争点となっていたJRの使用者としての不当労働行為責任を明確に判断しており、全国各地の地労委命令に影響を与えることが予想される。

二つの神奈川地労委命令は「配属は昭和六十二年三月に国鉄が行ったものであり、別会社であるJRは不当労働行為責任を負ういわれはない」「設立委員の配属決定の通知は、国鉄の判断と責任において配転を機械的に四月一日発足時のJRにおけるものに読み替えて確認的に通知したに過ぎない」などというJR側の主張を排斥し、JRは国鉄のなした行為について労組法上の不当労働行為責任を負う使用者であると明確に判断している。

すなわち「改革法二三条第一項において国鉄を『通じ』という趣旨は、職員の募集という単純な行為をささしめたということにつきるものではなく、少なくとも国鉄職員との関係では、配属を含む労働条件、採用に関し、国鉄は設立委員の行為を代行したと解することが相当である」「そうすると、国鉄が新会社の運営のためにした三月十日付の人事異動は、改革法二三条第一項の設立委員の決定する行為である『労働条件』について国鉄が設立委員の行為を代行したことになり、同条五項にいう『該当承継人がした行為』に該当するものと解される。したがって、国鉄が新会社の運営のためにした新会社採用決定者の配属決定そのものに不当労働行為が存在した場合には、『該当承継人がした行為』として会社が労働組合法上の使用者としての責任を負うことは同法第七条の立法趣旨からしても当然である」「よって、三月十日付の人事異動は、もっぱら国鉄の判断と責任においてなされたとの会社の主張は採用することができない」と判断したのである。

なお、命令は国鉄と会社との関係について、「国鉄改革が行われた経緯からみても、従来の国鉄事業・業務自体は形を変えて継続しているという連続性の実態は否定し得ない」との判断をもあわせて示している。

設立委員の行った採用拒否・配属についてJRの不当労働行為責任を認める根拠については改革法二三条の法律構造からの理論構成・国鉄とJRの継続性・実質的同一性からの理論構成などさまざまな考え方があり得るが、神奈川地労委命令は改革法二三条の規定とその解釈からきわめて明快な使用者責任論を展開したものである。

初めて示されたこの点についての神奈川地労委の判断内容は他の配属事件はもとより、同様にJRの責任論が争点となっている採用拒否事件（北海道地労委・福岡地労委など一七地労委・一八件）にも大きな影響を与えることになる。

近い採用拒否事件の命令

分割・民営化にあたっての最大の不当労働行為がいうまでもなく国労に対する露骨な差別・選別となった採用拒否事件であり、北海道地労委、九州各県地労委など一七地労委で一八件の採用拒否事件が争われている。

もっとも注目されているこの採用拒否事件についても、大阪地労委・神奈川地労委・北海道地労委・福岡地労委などで命令が近く出される見込みである（本稿が出る頃には大阪・神奈川などの命令が出されている可能性もある）。

採用拒否事件は、JR北海道・JR九州のように、いわゆる運輸大臣の基本計画で定めた要員枠をこえての採用を求めている事件とJR東日本・東海・西日本・四国のように、要員枠内での採用を求めている事件の二つのタイプに分かれるが、とりわけ北海道・九州の採用拒否事件について地労委が採用差別の不当労働行為責任を認めたくえて採用拒否者全員についての救済命令を発するかが注目されるところである。

改革労協組合員はほぼ一〇〇%採用というあまりにも明白な差別性からすれば、差別を不当労働行為とする限り、全員採用の救済命令以外ありえないと考えられる。

採用拒否事件は改革法二三条の採用手続に便乗し、これを悪用しての不当労働行為であり、まさに国民的、不当労働行為としてその責任がJR・国鉄・清算事業団・国の三者に對して追求されるべきものであるから、採用拒否事件についての救済命令の獲得は、清算事業団闘争に大きなはずみをつけることになる。

待たれる新宿車掌区事件の中労委命令

国労の不当労働行為救済申立て事件の輝かしい第一号の勝利命令となった新宿車掌区事件は中労委での再審査の審問を九月六日に終わっており、中労委命令を待っている段階にある。

東京都労委命令に対し、事実誤認などと主張してなされたJR側の再審査申立てが棄却されることになれば、中労委においてもあらためてJRの不当労働行為責任が、明らかにされることとなる。

再審査でのJR側の立証からみても国労側の勝利は十分に期待されるどころであり、新宿車掌区事件の如き明々白々の不当労働行為責任が救済されないなどということはあり得ない。

東京都労委の全面勝利命令は全国の地労委事件に大きな影響を与える先例となったが、

中労委における勝利命令は、いつその重味を加える形で全国の地労委事件に影響をもたらすことになるであろう。

新宿車掌区事件の中労委命令が待たれるところである。

地労委闘争の意義と役割

国労は分割・民営の結果として初めて団結権侵害攻撃に対して労働委員会を活用するというたかいを経験することとなった。初めはとまどいもあつたが、一年半余の戦いを通じて地労委でたたかうことの意義やたかい方について認識を深めてきた。

配属事件・採用拒否事件などにこれから全国で命令が出されるという地労委闘争の重要な段階を迎えるにあたって、地労委闘争の意義、その果たしてきた役割をあらためて点検・再確認することが必要である。

これまでの地労委への救済申立や獲得された救済命令等地労委闘争の意義とその役割については以下のような点が指摘しうらと思う。

第一にまず強調されてよいのは、新宿車掌区事件をはじめ連続した五つの救済命令がいずれもマスコミに大きくとりあげられ、JRの労務政策の異常さ、その不当労働行為体質が社会的に明らかにされたことである。

表向き順調に出発したかの如きJR商法の裏に、労働者の人権を侵して憚らない組合差別の労務政策が国鉄時代から一貫してとられ続けていることが第三者機関の判断を通じて明らかにされたことは、不当労働行為に対するたかいを進めるうえで大きな力となるものであった。

JRは自らの不当労働行為が労働委員会の審理を通じて明らかになると、救済命令という第三者機関の公正な判断において不当労働行為が断罪されることをおそれている。なぜなら、不当労働行為をやっている、国労いじめや差別を行っているということが一件や二件のこととしてではなく、数多くの事件に対する地労委の命令として示されることは企業の社会的責任追及を招くことは必至であるからである。

数多くの不当労働行為事件の救済命令を受けることは、とりわけJRの如き公益事業にとってきわめて不名誉なことであることは明かであり、その名誉の回復は正常な労使関係の形成を通じて行うほかない。

今後引き続き出て出される救済命令は、JRの労務政策とその不当労働行為責任をいっその社会的なひろがりの中で批判することになるであろう。

第二に、この間の地労委でのたかいは何よりも不当労働行為攻撃を受けてたかひ抜いてきた組合員に対し大きな自信と励ましとなったことである。

差別・選別の国労いじめが分割・民営攻撃以降今日までやむことなく続いてきたが、そのような攻撃に耐えて国労組合員として頑張りぬいてきた多くの組合員は、地労委闘争を通じて確信と差別・選別を是正させるこれからのたかひに展望をつかむことができた筈である。

地労委への救済申立の直接の目的はいうまでもなく不当労働行為責任を明らかにし、不当労働行為がなかった状態に戻させる、いわゆる現状回復の実現にあるが、しかし大切なことは、地労委闘争をたたかうなかで組合の団結を維持し、強化することである。

地労委闘争を通じて国労組合員は差別を是正・回復させるたかひ、組織に対する切り崩しを許さないたかひ、組合バッチ着用の権利を守るたかひ、出向差別と強要を許さ

ないたたかい等々に参加し、国労組合員としての自覚と意識を強めることとなった。そして、地労委での相次ぐ勝利命令は組合員の確信をいっそう強め、国労の団結強化に大きな役割を果たしてきたといえよう。

第三に、地労委闘争のたたかいの中で実際上の成果をさまざまな形で実現してきたことである。千葉レールセンター出向事件における萩野さんの現職復帰はその一例であるが、各地での地労委闘争は命令という形に結実する以前において事実上不当労働行為の撤回や是正を生み出している。

とくに重要なのは、地労委に対する不当労働行為の救済申立とそのたたかいがJRの不当労働行為の拡大攻撃を索制したという点である。機敏な脱退工作への救済申立は脱退攻撃の拡大を防止し、抑制する役割を十分に果たしたことは間違いない。

不当労働行為は許さず、不当労働行為にたいしては反撃のたたかいを必ず組織していくということが不当労働行為を「やり得」にさせないためのたたかいの基本である。

すべての不当労働行為を労働委員会に救済申立することは必ずしも適切なたたかいの方法とはいえないが、不当労働行為のたたかいは地労委申立という手段にのみ限られるのではなく、抗議申入れ、大量的宣伝なども不当労働行為に対する反撃のたたかいである。多くの分会においてこのようなたたかいがとりくまれたものと思われるが、それを支えてきたのはこの間の数多くの全国的な地労委闘争なのであり、地労委闘争が展開され、そして勝利命令という効果をあげてきたからこそ、職場でのたたかいがあらたな不当労働行為を抑制する力となってきたといえる。

第四に、地労委闘争の結果獲得された勝利命令は、国労の地労委闘争を「JR倒産運動」として非難していた鉄道労連を大いに意気沮喪させたであろうと推測される。

国労に対する不当労働行為事件の本質は鉄道労連と国労の組合間差別の労務政策に基づくものであり、JRの不当労働行為は一方において鉄道労連の育成と組織拡大をはかり、その一方で国労の組織切崩しをはかるというものであるから、地労委闘争において国労の主張がとおり、組合間差別が不当労働行為責任を問われることは、鉄道労連からすれば、JRと一体的・協動的労使関係を背景にその組織を維持してきた組織基盤がゆらぐことを意味することとなる。

それだけに鉄道労連は国労の地労委闘争を「JR倒産運動」などと非難し、その影響を最小限に食い止めようとしたのであろうが、国労の地労委闘争の相次ぐ成果は「JR倒産運動」の非難がいかに空虚なものかを示すこととなった。

地労委闘争がもたらした救済命令、これからもさらに数多く積み重ねられていく救済命令は、国労のたたかひの正当性をひろくJR職場・清算事業団に教宣する絶好の材料であり、地労委での勝利を職場内で大いに宣伝し、国労への復帰、国労組織拡大に有効に活用していくことが求められるところである。

これからのたたかい

労働委員会の救済命令においてJRの不当労働行為責任が逃れようのないものであることは、今後さらに多くの救済命令によって明らかにされていくであろう。

これからのたたかひの課題はひと言でいうならば、獲得した救済命令を全体的な勝利解決に向けて活かし切るたたかひが展開できるか、の一点につきる。救済命令を最大限に活用しながら今後のたたかひをどのように展開するか、以下若干の点を指摘したい。

まず、その前提としてJR側は地労委の救済命令を不当として救済命令を履行せず、中労委への再審査申立や地方裁判所への地労委命令取消しの行政訴訟を提起するであろうことを確認しておくなくてはなるまい。

秋田保線区事件については秋田裁判所へ行政訴訟を提起しているし、新宿車掌区事件など四件の命令については中労委へ再審査申立中である。JRはこのように、今後とも地労委命令の確定を引きのばし、地労委命令を争い続ける構えを示してくることは十分に予想されることである。それだけに、地労委命令を生かし切るたたかひの構築と拡大が急務であることが強調されなければならない。

第一に必要なことは、これまでの命令とこれから出されてくるであろう救済命令を徹底して宣伝し、マスコミを含めてJRに対する責任追及、労務政策転換の社会的世論を広く深くつくり出していくたたかひである。

不当労働行為はJRの公益事業としての性格からもとりわけ非難するべきことであり、また不当労働行為という団結権侵害が日常化していることは交通運輸事業に絶対的に要請される安全性への危惧を意味することにはかならないから、JR利用者をはじめひろく国民に不当労働行為の実態が明らかにされることはきわめて重要である。

第二に、闘いの全国化を早急に実現していくことが求められている。清算事業団のたたかひは北海道・九州を中心にしたたかわれてきたが、必ずしも未だ全国化したたたかひになっていない状況にある。採用拒否事件、清算事業団闘争は闘いの全国化をはかることに勝利することは困難である。

採用拒否事件の救済命令が発せられた以降においては闘いを全国化する有利なチャンスが到来するから、清算事業団闘争に連帯する会の活動などと連携し、闘いを全国規模に盛り上げていくことがなんとしても必要である。闘いの全国化とは闘いの社会化・政治問題化でもある。闘いの全国化・社会化・政治化をいかにして早急に実現していくかがたたかひの帰すうを大きく左右することとなる。

闘いの全国化・社会化を実現していくためには国労支援のたたかひを地域的・全国的につくっていくことが不可欠であることはいうまでもない。国労つぶし、選別・差別採用の不当労働行為はいわば強引な国鉄改革、分割・民営化の申し子ともいふべきものであり、改革法二三条という悪法を制定したことに大きな責任が帰せられべき性格をもっている。したがって、国労の不当労働行為のたたかひは必然的に政治問題化せざるをえないし、また政治問題化することによってより正しい解決が促進されるという関係にある。

第三に、闘いの直接の相手方はもとよりJRであり、国鉄・清算事業団であるが、同時にそのたたかひは既にみたように政治的な闘いとしての性格を不可避的にもっていることからすれば、行政側に対しても団結権侵害回復への働きかけを強く求めていく必要がある。労働省・運輸省など関係行政機関は労働委員会の救済命令によって数々の不当労働行為を行い、その責任が判断されたJRに対し、救済命令を尊重した労使関係改善に向けて行政の立場からそのなしうることを最大限に行う責任がある。

JRへの責任追及のたたかひ、問題の全面的解決と労務政策の転換によって国労との間に正常な労使関係を確立するようJRに求めていくたたかひは、行政責任を果たすよう要求していくたたかひと一体的にとりくまれるべきである。

第四に、国会はその付帯決議が守られず、露骨な不当労働行為が行われたことを自らの問題としてとりあげ、JR・国鉄・清算事業団の不当労働行為問題として十分な審議をす

べきであり、そのことを国労は要求して当然であろう。

以上思いつくままにこれからのたたかいの方向について述べてみたが、要するに、救済命令が積み重ねられるという状況を絶好の機会としてとらえ、救済命令を最大限に活用し、多面的なとりくみを強化し、たたかいを盛り上げていくことが絶対に必要であるということを強調したのである。

救済命令の積み重ねはそれ自体大きな意義と力をもつものであることはいうまでもないが、それがほんとうに全面的勝利解決につながるようになるか否かは命令を生かすきることからの闘いにかかっているのである。

(宮里邦雄・「国労文化」八八・十二)

北海道地労委が国労完全勝利の救済命令

一年二〇日、北海道地労委は「北海道旅客鉄道・日本貨物鉄道不当労働行為事件」(JR採用差別事件)について、新会社の職員採用にあたり、「国労所属の故をもって採用拒否をしたことは不当労働行為である」として、「国労組合員一七〇四名をJR北海道会社・同貨物会社の社員として取り扱うことを命ずる」とする国労完全勝利の救済命令を出した。正文は――

「1、被申立人北海道旅客鉄道株式会社は、同社に採用を希望している別表第一記載の組合員を、昭和六二年四月一日をもって同社の社員に採用したものと取り扱わなければならない。

2、貨物会社への命令で1と同一内容(略)。

3、被申立人北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社は、上記一項及び第二項を履行するに当たり、就労すべき職場・職種について、申立人らと協議しなければならぬ。

4、被申立人：は、別表第一及び第二記載の組合員が就労するまでの間、同人らが昭和六二年四月一日にそれぞれ上記被申立人らの社員として採用されていたならば得たであろう賃金相当額との差額を、同人らに対し、支払わなければならない。

5、被申立人：は本命令受領後、速やかに申立人らに対して次の文書を手交すとともに、同文書を縦一メートル、横一・五メートルの白色木板にかい書で墨書し、上記申立人らの各会社及び各支社の正面入口の見やすい場所に、一〇日間提示しなければならない」と述べ、「陳謝文」の内容をこう指定している。

「昭和六二年四月一日の採用及び同年六月一日の補充採用に際し、貴組合員の組合員を貴組合の組合員であること及び貴組合の組合活動を理由に当社の社員として採用しなかった行為は、今般、北海道地方労働委員会において、労働組合法第七条第一号及び第三号に該当する不当労働行為であると認定されました。

ここにその責任を認め、深く陳謝するとともに、今後このような行為を繰り返さないことを誓約致します。」

全国の自治労の仲間へ！

——自治労運動の現状を考える——

連合は「統一」協議において、あくまでもその「基本構想」Ⅱ「進路と役割」を土台とした連合と官公労各単産との「統一」を主張し、そのために「三重要問題」の承認を各単産ごとにもとめ、彼らの「筋」（同盟・J Cの企業・国益擁護の労使協調・合理化容認・反共主義にもとづく統一）を一貫して主張して譲らず今日を迎えている。

他方、総評の解散決定をうけて、労戦の右翼再編に反対する単産・単組の結集にむけ統一労組懇は今秋に「階級的NC」の結成。そして国労などを中心軸として「反連合・非統一労組懇」の連絡共闘組織「全労協」も今秋結成をめざすなど、反連合勢力も新たな組織づくりという局面に入った。

自治労の「全的統一」方針が何ひとつ実現できず連合路線にもとづく統一NCの結成へと突き進む場合、「わたしたちはどうするのか」について判断すべき時期を迎えた。その判断、わたしたちはどのような立場、行動を取るべきかについて考えてみた。

私達の反省点・問題点

- (1) 私たちは今次労戦統一の動きについて資本・政府に後押しされた右翼再編にとらえ、連合路線に反対・くみしないとの基本的立場で闘う労働運動・総評のたたかう伝統を守り、その再構築をめざし自治労産別の強化を軸に私達の日常闘争の前進にむけその努力を追求してきた。
- (2) 産別としては、総評方針をうけて連合との「全的統一」をめざすとの自治労総体の意識確認がはかられ、私たちはこの考え方に強い危惧をもちつつも自治労総体の到達点として尊重する立場に立って、その実現に向けた努力の追求という立場で各級会議などに対応・努力をしてきた。
- (3) 連合への加盟問題をめぐって中立労連では二単産、石油三単組問題があったが、総評側だけに組織分裂が生まれており、今日この傾向は官公労各単産へ波及必至の状況にある。自治労産別の分裂はたんに産別の分裂に止どまらず、大都市職・県職などでは各単産・支部レベルまで分裂へと進まざるを得ない。私たちは、今次労戦統一問題の本質についてどれほど組合員の関心を引き出し、私達と共通の認識を作り出す努力をして来たであろうか。また反連合を意識して私達のこれまでのあらゆる活動をどれほど追求して来たであろうか。あらためてこれまでの私達の諸活動の総括が求められている。

「統一」協議の状況ならびに問題点

- (1) 三重大会は、高野三原則の堅持、山形大会決定の「基本方向」の考えをベースに「統一」協議にのぞむ自治労としての態度を決めた。また多くの県本部大会も三重大会で決めた方針・本部見解を確認した。
- (2) その後開催された連合との首脳会談では、連合は一貫してこの間の主張・立場を譲ら

ず、第八回会談（一二月七日の結果、「社会通信」第三九一号に所掲）の方針が決まった。連合の方針そのものである。それにたいし、自治労は中央委員会で「第八回首脳会談の結果にもとづき」作業委員会に積極的に参加し、意見反映と統一達成に全力をあげることを決めた。この「合意」によると、連合との間では三月までに作業委員会、五月までに綱領、規約、予算など人事を除く総ての作業完了というスケジュール。さらに九月に統一準備会を設置し、一月二日に新ナショナルセンターが結成されることになっている。この中で、「全的統一」が前進を見なかった場合、官公労各単産はどうするのか。

(3) 自治労本部は「社会通信」第三九一号所掲の資料（「合意事項」についての自治労見解）また第三九二号掲載の自治労中央委報告（「自治労「分裂」で喜ぶものは？」）にあるように、「高野三原則はクリアされた」との認識にある。

しかし、私たちはそうは思わない。なに一つ自治労の「全的統一」方針は実現していないし、地方行革反対はどうしても受け入れられないと門前払いにあり、協議さえできない状況にあるからである。他方、日教組は十一月七日の臨時大会で、連合の主張する「(二)三重要事項」は「全的統一の障害である」と確認。さらに十一月十七日の日教組の意見書では(1)選別結集、吸収合併路線が色濃くにじんでいる、(2)三重要事項は、吸収合併論にたつ、(3)原型に官公労の課題に付加する如きは、まさに吸収合併のそしりを免れない、(4)このネーミングでは違和感、(5)ICFTU加盟は全的統一の障害、(6)連合の審査行為の発動は重大な組織介入、(7)綱領的文書に日教組運動の理念をもちこむべきとの立場を鮮明にしている。すでに述べたように、そしてまた第三九一号の報告にもあるように、自治労はこの十二月の中央委員会で、統一労組懇との「産別防衛の組織闘争」を決定し、「全的統一」のたかみを忘れたかのように一部の県本部では逆分裂組織の「旗上げ」（統一労組懇多数派県本部・単組からの組織脱退）の動きが生まれつつある。

統一労組懇の動向およびその問題点

- (1) この間一貫して産別自治労を批判し産別行動への結集を意図的にサボリ、「政党からの独立」と称しつつ共産党セクトの利益を最優先に分派独自行動だけを熱心に追求してきた。
- (2) 最終的には産別方針に照らして統一ナショナルセンターへの参加の是非を決めるといふ機関手続がまだ残されており、いまだ「統一」協議中であるにもかかわらず、今日時点で「新しい自治体産別の結成」とそのための「全国連絡協」の呼び掛けをおこなうこと自体、産別自治労に対する分裂方針との批判を免れることはできない。
- (3) 統一労組懇が「分裂やむなし」の根拠としている、自治労の「全的統一」方針イコール連合への吸収合併の「ごまかし」との主張をはじめ、「産別機能喪失」、「反行革闘争の事実上の放棄」などの主張は、事実の問題として明らかに行き過ぎた主張であり「為にする」歪曲であり、分裂方針を正当化することはできない。
- (4) 自治労の単組では統一労組懇との「共闘」を言っているところもある。「参加」・「共闘」さえ確認しておれば統一労組懇がどのようなことを決めようと、その決定事項がその

まま単組の意思となるという組合民主主義否定の論理構成となっている。

自治労中央の動向およびその問題点

- (1) 統一労組懇との「組織闘争」だけがヒステリックに強調されており、「全統一」の実現にむけて連合に毅然とした態度をとることこそ多くの自治労組合員の期待の声であることを忘れてしまったかのように、この点についての基本姿勢があいまいになっている。
- (2) 誤解を恐れずに言えば、統一労組懇の分裂方針をこれ幸いに連合の求める「三重要事項」を事実上承認の体裁を整え、そのための「組織闘争」を推し進めるといふものであり、「七〇万で連合への統一」（兼田書記長）という発言をみても、排除・逆分裂を連合への手土産として産別方針（「全統一」）の事実上の放棄を進める「産別防衛」方針となっている。
- (3) はたして、産別の分裂、しかも単組、支部レベルでの分裂で「自治労つぶし」の臨調行革・政治の反動化とりわけ地方行革合理化と闘い続けて行けるのか、分裂で産別機能は大きな痛手を被る事を軽く見ることはできない。単組においては、なおさらである。統一労組懇も自治労中央にもそして私たちもこの点についての責任ある態度が求められる。
- (4) 連合はあくまでも官公労各単産との個別「統一」を求め、しかも「二度とニワトリからアヒルにはさせない」ために地方センター問題を含めて「資格要件」（三重要事項の承認、連合による資格審査など）のハードルを高めてきていることにたいし、自治労がこのことを容認して行くことは産別としてのこれまでの基本路線の変質を加速しかねない。

当面する基本的態度

- (1) 反連合路線を再確認し、この立場と結び付いた日常活動の強化、職場大衆闘争路線の追求、本格的な仲間作りを進め、今まで以上に産別の諸行動に主体的に参加をし、「全統一」の立場を貫いて行く。
- (2) 自治労の「全統一」方針がまったく否定されている今日の状況を直視し、あくまでも最後まで「全統一」の立場を堅持しそれが実現できなければ産別としては産別の統一と団結こそ最優先との立場で統一NC参加には反対ということを今日時点から仲間へ訴え、かつあらゆる機関の決意となるようもつめ、はたらきかけていく。
- (3) 単組の分裂をもたらす「全国連絡協」参加はしない。また産別の分裂をもたらす組合費の納入保留、産別の機関会議不参加などの態度決定には断固反対していく。
- (4) 同様に、自治労の一部にみられる自治労からの追い出し・排除のための組織づくりには加担しない。
- (5) 国労闘争への連帯活動など地域での単産共闘、地区労運動を強化していく。

国労に連帯し、五万人カンパをよびかけ

——兵庫の仲間のとりのくみから——

あの国鉄の「分割・民営化」攻撃のなかで、もっとも先進的にとりのくみをおこなったのが兵庫の仲間たちだった。彼らは県下の働く仲間一人ひとりに呼びかけ、五千人以上の大集会を二度も成功させた。

その兵庫の仲間たち（「国鉄闘争に連帯し、国鉄を守る兵庫県民会議」）は、「国労連帯・清算事業団闘争」についても先駆者としての役割を果たしている。

彼らはまず「五万人カンパ運動」のとりのくみを決めた。その基本的な考え方は——

「県民会議がもっとも重視して訴えたいのは『国労連帯・清算事業団闘争支援兵庫県五万人カンパ運動』であります。この運動は、①すっかり有名になった『自学自習』のなかで苦悩・苦闘する国鉄清算事業団の四千五百人の労働者への財政的・精神的援助を強める。②カンパの呼びかけをテコにして可能なかぎり多くの兵庫の労働者に清算事業団闘争を広げ、全国的な運動との結合・連携をはかりながら事業団四千五百名の仲間の九〇年三月での首切り阻止・雇用確保のたたかいをすすめる。③兵庫の国労への支援・連帯を強め、清算事業団闘争を軸とした反首切り・反失業の統一闘争を広げ強めていく』というものだ。さらに彼らは、「期限を一年四ヶ月後にひかえた清算事業団職員の『首』を切らせないたたかいは、私たちの労働運動が力をつけ政府・当局に『付帯決議』の約束を守らせ、兵庫でその力をつけよう」との立場から、九州清算事業団への交流団派遣、国鉄清算事業団闘争に連帯する二・一三兵庫県集會（七千人）のとりのくみを決定している。画期的なとりのくみである。

兵庫の仲間たちはこうしたとりのくみを次のような日々の日常闘争方針のもとでおこなっている。

- (1) 国労の仲間の扱われ様、闘う気持ちを学ぶため、国労の仲間を囲む交流会を開こう。
- (2) 清算事業団の仲間との交流をしよう。県民会議として、来年一月に九州へ交流団を派遣します。
- (3) 各地域で毎月「十六日」に国鉄闘争の統一行動を実施しよう。
- (4) 裁判・地労委闘争勝利をめざし、来年の一月をめどに三十万署名を達成しよう。
- (5) 県民会議ニュース「連帯」の定期発行
- (6) 鍛冶屋線を守る闘いを地元住民と連帯して取り組む。
- (7) 五万人カンパ活動の実施。国労支援のため一口二百円で五万人を目標に。
- (8) 「清算事業団闘争に連帯する会」への入会運動。年会費三六〇〇円は国労の清算事業団闘争に使われる（毎月国労新聞が届く）

この方針はどこでもだれでも、どんな状況にある人でも明日から実践できる。現在、「連帯する会」のとりのくみを中心に、全国の仲間たちが国労への支援、連帯活動に目の色を変えている。北海道地労委の国労全面勝利の救済命令も出た。われわれも兵庫の仲間につき、国労闘争を中心に一九八九年を「反撃の年」にしようではないか。

◇ 読者からのおたより ◇

今一番読み易く、元気がでるのは「通信」だと思っています。いっこうに運動をつくりえないため、つい目の前のことにしか気がまわりませんが、あと一年少しがんばりたいと思っています。その後は裁判か？

(国労・A)

困難な時ほど「マルクス・エンゲルス・レーニンに学べ」を肝に銘じ。

(東京・H)

連合は戦争への道!! 職場反合闘争を機軸に、闘いの領域を拡大し、労戦を闘い、社民工路線に強く反対しよう! 国労闘争を粘りぬき無限大の「連帯する会」や労研センター等を強化拡大し、「全労協」のモニュメントを、MELLS、とくに唯物弁証法||労働潮流を要に、諸党派と統一路線を構築し、世直しまで団結してガンパロー! (千葉・S) 父、ガムシヤラに頑張ったが実りは少なし。母、その存在をよく助けるも怒りっぽくなり。おねえちゃん、寝ぼろと緩慢のため毎朝しかられ、おとうとは三人を尻目にテレビにかじりついています。

(国労・Y)

私は職場というものがなかったので、地域で社会党の支部会議を定期的に開くことを目標に活動していきたいと考えています。

(東京・N)

天下分け目の年。お互いがんばりましょう。

(神奈川・T)

真藤会長等NTT首脳に対するリクルート汚職摘発は、民営化合理化が近畿通通信局の摘発から始まったように、NTT合理化の一層の促進を暗示しています。真藤―山岸ラインの合理化では生ぬるいといわんばかりです。「まず、小市民、農民の『民主勢力』の団結があつて、労働者階級の団結強化が生まれるのではない。逆だ。労働者階級の団結があつて、その団結の過程で一般市民の民主的団結が強化される」(向坂先生)と述べられているように、改めて反合理化闘争の重要性について考えたいと思います。

(福島・W)

アッチに頭を、コッチに頭をおつけながらのあつという間の一年でした。一九八九年は歴史的な転換期になりそうです。困難な時こそ「原則に帰り、初心忘るべからず」の気持ちでがんばりたいと思います。

(愛媛・T)

運動の成果が見えにくくされておりますが、この時期、悩んで資本よりになってしまいがちの仲間から多く学ぶことがあると思ひますし、そのためにも攻撃にふりまわされないよう古典の学習をしっかり自分のベースにすることが重要だと思ひます。

ややもすると「聞えない状況」として「弱い仲間の意識」を理由に、気持ちを合わせてしまいがちですが、私は我々が弱い仲間と同じ気分では組織できないと思ひます。仲間

(宮城・N)

は強気になれないが、これでいいとは思ひついでいません。戦術的には低くなりますが、間違ひは間違ひとキツパリ言い続けるしかないと思ひます。

(宮城・N)

現在一人ひとりが本当に悩み、そして決断を迫られています。どこに行つてもこの資本と闘い続ける、そう皆で決意統一しようとしています。なかなかうまくいきませんが、必ず来る明日のために、私も精一杯がんばる決意です。

(北見・U)

「消費税」も強引に導入されて、職場では合理化含みのたいへんな状況ですが、地道に一步ずつでも、働く者が幸福になれる社会をめざし、共がんばりましょう。右傾化をたどる現在、貴紙の存在は重要です。ますます健筆をふるってください。

(千葉・O)

「労働者は義理がたい。この間の借りは倍にして返そう」をモットーに相変わらず努力中。今年「通信」もふえそうです。

(長野・O)